

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、翌日)

規 則

目 次

◇ 規 則
鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正
する規則(児童家庭課)

公布された規則のあらまし

- ◇鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則
- 一 二十歳以上の者が児童福祉法又は精神薄弱者福祉法による施設入所等の措置を受けた場合に、当該措置に要する費用について、その者から徴収する額を引き上げることとした。
 - 二 施行期日等
 - 1 この規則は、平成五年七月一日から施行することとした。
 - 2 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十九号

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則(昭和六十二年四月鳥取県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第四中「二六、八〇〇円」を「二七、五〇〇円」に、「二八、八〇〇円」を「三〇、八〇〇円」に、「三〇、八〇〇円」を「三四、一〇〇円」に、「三二、八〇〇円」を「三七、五〇〇円」に、「三四、八〇〇円」を「三九、八〇〇円」に、「三六、八〇〇円」を「四一、八〇〇円」に、「三八、八〇〇円」を「四三、八〇〇円」に、「四〇、八〇〇円」を「四五、八〇〇円」に、「四二、八〇〇円」を「四七、八〇〇円」に、「四四、八〇〇円」を「四九、八〇〇円」に、「四六、八〇〇円」を「五一、八〇〇円」に、「四九、四〇〇円」を「五四、四〇〇円」に、「五二、一〇〇円」を「五七、一〇〇円」に、「五四、八〇〇円」を「五九、八〇〇円」に、「五七、四〇〇円」を「六一、四〇〇円」に、「六〇、一〇〇円」を「六

五、一〇〇円」に、「六四、一〇〇円」を「六九、一〇〇円」に、「六八、一〇〇円」を「七三、一〇〇円」に、「七二、一〇〇円」を「七七、一〇〇円」に、「七六、一〇〇円」を「八一、一〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成五年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設入所等の措置に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設入所等の措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。